

# 教 育 委 員 会 定 例 会

日 時 令和6年5月30日（木）

午後1時30分～午後2時50分

場 所

防災コミュニティセンター教育委員会大会議室

出席者：教育長 菅沼浩行 教育委員 西山清和、山田貴子、深澤里奈子、鈴木貴志

事務局及び出席者：大木参事、村松社会教育課長、露木学校教育課副課長  
常盤社会教育課副課長、二見図書館長、二宮美術館長  
神保学校教育課管理係長、細川社会教育課スポーツ振興係長、芹澤主事

菅沼教育長 皆さん、こんにちは。お忙しい中ご参集いただき、ありがとうございます。ただいまの出席者数は5名です。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項に定める定足数に達しておりますので、これより令和6年湯河原町教育委員会5月定例会を開会いたします。本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。会議録署名委員は会議規則第35条の規定により、山田委員、鈴木委員の2名を指名いたします。よろしくお願いたします。

それでは、まず非公開とする案件についてお諮りいたします。案件（2）協議事項 協議第5号 令和6年度6月補正予算（第3号）（案）についてにつきましては、議会の議決を経るべき案件で、未確定な内容を含む案件でございますので、会議を非公開としたいと考えますが、ご異議ございませんか。

委員 全員異議なし

菅沼教育長 それではご異議がないものと認め、この1件につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書き及び会議規則第33条第1項の規定により、非公開といたします。

議事録の承認

令和6年4月教育委員会定例会議事録の承認について

菅沼教育長 次に、議事録の承認に入らせていただきます。令和6年4月教育委員会定例会

議事録の承認について、事務局から説明をお願いします。

神保学校教育課管理係長 令和6年4月教育委員会定例会議事録につきまして、修正等はありません。

菅沼教育長 説明が終わりました。議事録について、何か質疑等がございますか。

委員 質問、意見等なし

菅沼教育長 ないようでしたら、令和6年4月教育委員会定例会議事録については、承認することにご異議ございませんか。

委員 全員異議なし

菅沼教育長 それではご異議がないものと認め、令和6年4月教育委員会定例会議事録については承認されました。

## 案 件

### (1) 議決事項

議案第8号 湯河原町学校教育法施行細則の一部改正について

菅沼教育長 次に、案件に入らせていただきます。(1) 議決事項 議案第8号 湯河原町学校教育法施行細則の一部改正についてを議題といたします。事務局から提案理由の説明をお願いします。

神保学校教育課管理係長 議案第8号をお願いします。

(資料に基づいて、議案第8号 湯河原町学校教育法施行細則の一部改正について 説明)

・町立小中学校における卒業証書に関し、縦書きを横書きに変更するため

菅沼教育長 これをもって提案理由の説明を終わります。これにつきましては、外国籍のお子さんがいらっしゃるので、縦書きだと表記が非常に難しいという声が学校からありました。できれば変更したいという要望がありました。

大木参事 来年3月のことなんです、5月中に卒業証書のホルダーを注文いたします。ですので、少し急いでおります。

菅沼教育長 これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

委員 質問、意見等なし

菅沼教育長 質疑がないようですから、質疑を終了いたします。これより、議案第8号を挙手により採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方は、挙手願います。

委員 全員挙手

菅沼教育長 全員賛成。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第9号 令和7年度教科用図書の採択における採択地区について

菅沼教育長 次に、議案第9号 令和7年度教科用図書の採択における採択地区についてを議題といたします。事務局から提案理由の説明をお願いします。

神保学校教育課管理係長 議案第9号をお願いします。

(資料に基づいて、議案第9号 令和7年度教科用図書の採択における採択地区について 説明)

- ・採択地区については、変更の希望なし

菅沼教育長 これをもって提案理由の説明を終わります。この時期に毎年調査票が来ていましたが、議決まで要さないのので、採択地区は変えないことと回答してたんですけど、他の町が議決していましたので、それに合わせました。新たに初めて出たというものではありません。小田原市は単独ですね。上郡は、採択地区は南足柄市を含めた1市5町だと思います。下地区は、小田原市と下郡です。このため、2市8町の中で、採択地区は3つあるということです。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

委員 質問、意見等なし

菅沼教育長 質疑がないようですから、質疑を終了いたします。これより、議案第9号を挙手により採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方は、挙手願います。

委員 全員挙手

菅沼教育長 全員賛成。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第10号 湯河原町立吉浜小学校運営協議会委員の委嘱について

菅沼教育長 次に、議案第10号 湯河原町立吉浜小学校運営協議会委員の委嘱についてを議題といたします。事務局から提案理由の説明をお願いします。

神保学校教育課管理係長 議案第10号をお願いします。

(資料に基づいて、議案第10号 湯河原町立吉浜小学校運営協議会委員の委嘱について 説明)

- ・湯河原町学校運営協議会規則第7条の規定に基づく

菅沼教育長 これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑は

ございませんか。

委員 質問、意見等なし

菅沼教育長 質疑がないようですから、質疑を終了いたします。これより、議案第10号を挙手により採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方は、挙手願います。

委員 全員挙手

菅沼教育長 全員賛成。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第11号 湯河原町立湯河原中学校運営協議会委員の委嘱について

菅沼教育長 次に、議案第11号 湯河原町立湯河原中学校運営協議会委員の委嘱についてを議題といたします。事務局から提案理由の説明をお願いします。

神保学校教育課管理係長 議案第11号をお願いします。

(資料に基づいて、議案第11号 湯河原町立湯河原中学校運営協議会委員の委嘱について 説明)

・湯河原町学校運営協議会規則第7条の規定に基づく

菅沼教育長 これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

委員 質問、意見等なし

菅沼教育長 質疑がないようですから、質疑を終了いたします。これより、議案第11号を挙手により採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方は、挙手願います。

委員 全員挙手

菅沼教育長 全員賛成。よって、本案は原案のとおり可決されました。

## (2) 協議事項

協議第4号 今後の町立幼稚園及び小・中学校のあり方(原案)について

菅沼教育長 次に、(2)協議事項に入らせていただきます。協議第4号 今後の町立幼稚園及び小・中学校のあり方(原案)についてを案件といたします。事務局から協議理由の説明をお願いします。

大木参事 協議第4号をお願いします。

(資料に基づいて、協議第4号 今後の町立幼稚園及び小・中学校のあり方(原案)について 説明)

・修正箇所説明

菅沼教育長 これをもって協議理由の説明を終わります。先月、私の方で、議決をして原案を固めたいというお話をさせていただきました。今後のスケジュール感に変更はなく、6月議会の常任委員会で説明させていただき、そこでご理解が得られれば、住民の方々に説明に歩きたいというものです。これまで富田町長がいらっしやいまして、その中で3月に総合教育会議を行い、外に説明したらどうかという話もあり、動いてまいりましたが、富田町長が5月にご逝去され、町長不在ということです。教育委員会で議決するのは問題ないんですが、「長」がいない中で、そこまで持って行って外に出すのは適切かどうか、非常に迷いました。このため、議決ではなく協議にさせていただきました。きょう、当然修正してもいいんですが、修正して原案を作成し、議会に説明させていただこうと。ですから、内容的には前回と何も違いはありませんので、ご意見がありましたら、お伺いいたします。今後、議会とかいろいろなところでどうなるかわかりませんが、教育委員会では現在こういう考え方をしているということで、保護者・地域の方々・先生方にご説明して、今度は「あり方」をつくるということです。「あり方」ができたということは、方向性が決まったので、たとえば1校にする、あるいは2校にするとなったら、どこにするんだということを、また住民に説明するというので、このスケジュール感となります。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

山田委員 また、住民との話し合いの場はあるんですね。

菅沼教育長 ですから、原案となっております。以前に説明した適正配置のときには、こういう学校にしたい、現在のをそのまま存続させるのは厳しいということを口頭でしか言っておりません。今回は、1校若しくは2校と提示しています。他に質疑はございませんか。

委員 質問、意見等なし

菅沼教育長 質疑がないようですから、質疑を終了いたします。これより協議第4号を挙手により採決いたします。本案は原案のとおりとすることに賛成の方は、挙手願います。

委員 全員挙手

菅沼教育長 全員賛成。よって、本案は原案のとおり決定いたしました。先ほど申しましたとおり、6月議会の常任委員会に報告という形で出す予定でありますので、よろしくお

願いたします。

協議第6号 湯河原町教育委員会後援等承認申請（外郎売の口上研究会）について  
菅沼教育長 次に、協議第6号 湯河原町教育委員会後援等承認申請（外郎売の口上研究会）  
について、事務局から協議理由の説明をお願いします。

常盤社会教育課副課長 協議第6号をお願いします。

（資料に基づいて、協議第6号 湯河原町教育委員会後援等承認申請（外郎売の口上研究会）について 説明）

・第20回記念 外郎売に口上まつり

菅沼教育長 これをもって協議理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑は  
ございませんか。

山田委員 後援、推薦、協賛、共催というのがあります。協賛や共催はわかります。たとえば、今回の場合、湯河原の子どもたちに参加してほしいから後援するんですか。後援というのは、後ろから応援しているよということですよ。理由付けについてお聞きします。

常盤社会教育課副課長 後援の対象になる事業ということで、教育行政、または文化活動の  
促進に関する事業で、広く町民を対象とするもの。町民生活の向上に寄与すると認めら  
れるもの。営利を目的としないもので、入場料・参加料等を徴収する場合は、徴収の額  
及び目的が適正かつ明確であるもの。特定の政治活動及び宗教活動を目的としないもの。  
公衆の安全及び衛生対策に十分な措置が講じられているもの。公の秩序、または善良の  
風俗に反し、またはその恐れがないものというのが、後援の承認の対象となる事業とい  
うことで、要綱の承認基準というところに定められております。

菅沼教育長 湯河原にゆかりがあれば一番いいんだと思います。小田原も含めての地域のこ  
とですので、ご覧になったらどうですかという意味合いですね。

露木学校教育課副課長 小田原の学校では、総合学習などで、みんなで外郎売の口上を練習  
し、文化活動の発表会などで発表する取り組みがありました。そこに至るまでに、歌舞  
伎の演目にもなっている外郎売の学習をしたりしましたので、小田原ではかなりメジャ  
ーな教材なので、周辺地域の町にも馴染みのある題材だと思います。

西山委員 小田原市というのは、我々の生活圏の中心的な部分という感じがあります。県西  
までいろいろ難しい面もありますので、教育的・文化的なイベントで、子どもたちに

とって良さそうだ、教育的効果も得られるのではないか、そういったものについては、できるだけ紹介するという事はあってもいいかなと思います。

菅沼教育長 他に質疑はございませんか。

委員 質問、意見等なし

菅沼教育長 質疑がないようですから、質疑を終了いたします。これより、協議第6号を挙手により採決いたします。本案は、原案のとおり後援することに賛成の方は、挙手願います。

委員 全員挙手

菅沼教育長 全員賛成。よって、本案は原案のとおり決定いたしました。次の承認の手続きに入らせていただきます。

協議第7号 湯河原町教育委員会後援等承認申請（こども防災協会）について

菅沼教育長 次に、協議第7号 湯河原町教育委員会後援等承認申請（こども防災協会）についてを案件といたします。事務局から協議理由の説明をお願いします。

常盤社会教育課副課長 協議第7号をお願いします。

（資料に基づいて、議第7号 湯河原町教育委員会後援等承認申請（こども防災協会）について 説明）

・こども防災&国際交流キャンプ

菅沼教育長 これをもって協議理由の説明を終わります。2市8町に後援承認申請は出ていますか。

常盤社会教育課副課長 このあたりですと、南足柄市、大磯町、二宮町、平塚市、伊勢原市、大和市です。

菅沼教育長 何で足柄上郡・下郡が入ってないんですか。

村松社会教育課長 確認をしたんですけども、こども防災協会の方も、細かい部分まで、全部に申請を出すという意識がなかったようなんです。

菅沼教育長 それはいいんですけど、じゃあ何で湯河原に申請が来たんですか。

村松社会教育課長 それは静岡県富士市とかがありまして、静岡県に近いということで、湯河原に出されたということを聞いております。あくまでも、申請してくるのは向こうの考えですので、なぜ真鶴や箱根に出てないんですかというのは、こちらが言うところではないと思っております。

菅沼教育長 じゃあ、何で湯河原なんですかと。

村松社会教育課長 県のはずれだからというような意味合いでした。

菅沼教育長 これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

山田委員 後援申請が通ると、町の緑の看板に自由に貼っていいとかあるんですか。

村松社会教育課長 山田委員がおっしゃっているのは、青少年の看板だと思います。その看板は社会教育課が所管でして、あくまでも青少年の関係に絡むものを掲示してよいというルールになっておりまして、後援になったからといって、すべて貼るような形にはなっておりません。

深澤委員 チラシに「湯河原町後援」と書かれるんですか。

村松社会教育課長 申請が通れば、基本的には入りますよね。後援申請が遅くて、チラシに入れるのが間に合わなかったという場合もあります。

深澤委員 教育委員になるまでは、後援というのをあまり気にしたことがなかったんですが、たとえば、二宮町の教育委員会が後援して、こういう映画を推してるんだなと思うことはあります。

村松社会教育課長 後援や協賛となりますと、湯河原町の名前を使われるわけですから、たとえば教育委員会の案件でしたら、定例会でご承認いただいて、その後行政運営会議に諮り、OKになるという形をとっております。決して、簡単に町の名前を貸しているわけではないという意識はあります。

山田委員 ここに案件として挙がってくるまでに、落とされているものもあるんですよね。

村松社会教育課長 もちろんあります。先ほど副課長が説明しました内容に該当しない場合は、受けられないという形になっております。定例会にお諮りする案件は、過去に一度も後援申請が通ったことがないものをお諮りし、行政運営会議にお諮りしております。たとえば、先ほどの外郎売の案件については、もし来年も同じようにやるということになれば、一度承認していただいているので、定例会には諮らずに、いきなり行政運営会議で諮るという形です。

菅沼教育長 実績報告が出ていなければ出せないですね。

村松社会教育課長 そうです。最終的には、事業が終わってから、実績報告を出していただいております。

菅沼教育長 他に質疑はございませんか。

委員 質問、意見等なし

菅沼教育長 質疑がないようですから、質疑を終了いたします。これより、協議第7号を挙手により採決いたします。本案は、原案のとおりとすることに賛成の方は、挙手願います。

委員 全員挙手

菅沼教育長 全員賛成。よって、本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。次の承認手続きに入らせていただきます。

## 報告

(1) 令和5年度人権教育に係る年間計画に基づく取組状況について

菅沼教育長 次に、報告に入らせていただきます。(1) 令和5年度人権教育に係る年間計画に基づく取組状況について、事務局から報告をお願いします。

露木学校教育課副課長 資料1をお願いします。

(資料に基づいて、令和5年度人権教育に係る年間計画に基づく取組状況について 報告)

・現状、目的・ねらい、具体的方策 等

菅沼教育長 報告が終わりました。何か質疑等はございませんか。

西山委員 各校で、先生方が子どもたちの実態に寄り添った形で、よりよい学校生活になるように取り組んでくださっているのがよくわかりました。その根底の部分が、あの11年前の事案だと思います。年数がたち、職員も異動していくという中で、こういった意識を保ち続けるということは大変なことだと思いますが、尊い命が失われてしまったことは、厳粛に受け止めていかなければいけないことだと思っております。引き続き、各校への呼びかけ、働きかけをお願いしたいなと思っております。

菅沼教育長 他にございますか。

委員 質問、意見等なし

(2) 令和6年度福浦幼稚園学校評議員の報告について

菅沼教育長 次に、(2) 令和6年度福浦幼稚園学校評議員の報告について、事務局から報告をお願いします。

神保学校教育課管理係長 資料2をお願いします。

(資料に基づいて、令和6年度福浦幼稚園学校評議員の報告について 報告)

- ・ 7名のうち、1名が新規の方

菅沼教育長 報告が終わりました。何か質疑はございますか。

委員 質問、意見等なし

### (3) 令和5年度社会教育事業の実施状況について

菅沼教育長 次に、(3) 令和5年度社会教育事業の実施状況について、事務局から報告をお願いします。

常盤社会教育課副課長・細川社会教育課スポーツ振興係長 資料3をお願いします。

(資料に基づいて、令和5年度社会教育事業の実施状況について 報告)

- ・ 放課後子ども教室の実施状況について 等
- ・ ヘルシープラザの利用状況について

菅沼教育長 報告が終わりました。何か質疑はございますか。

委員 質問、意見等なし

### (4) 令和5年度湯河原町立図書館活動報告について

菅沼教育長 次に、(4) 令和5年度湯河原町立図書館活動報告について、事務局から報告をお願いします。

二見図書館長 資料4をお願いします。

(資料に基づいて、令和5年度湯河原町立図書館活動報告について 報告)

- ・ 資料状況、利用状況、事業報告

菅沼教育長 報告が終わりました。どういうふうに改善しようと思っておりますか。

二見図書館長 一度に借りられる方というのは、単行本などかなりかさばり、重いという話を窓口でおっしゃられるということです。このため、文庫本の割合を増やしたり、選書やリクエストにお応えするという一方で、利用者のニーズにできるだけお応えした貸し出し、あとは周知の点について、いままでは広報程度でしたので、新着本の紹介などをSNS等でも周知していこうと考えております。

菅沼教育長 それで増えるんでしょうか。

二見図書館長 年代別に比較したときに、少子化もあり、低年齢層がかなり減少しているのを見ておりましたが、60歳代以上の層も少なくなっている状況があります。ご高齢の方の興味のあるジャンル、司書によると、医療・健康関連の書籍や時代小説なども人気

あるようですので、そのあたりの割合を増やして、周知方法を工夫したいと思います。  
菅沼教育長 分類別の状況は出ていますが、年代別にどういふ方たちが借りているかといふ  
た数字的なデータは出ませんか。

二見図書館長 どの年代の方たちが、どういふジャンルの本を好むかといふのは出せませ  
す。  
そういふところを掘り下げていく必要はあると思います。

菅沼教育長 何か質疑はございますか。

山田委員 インターネット等利用状況の中のア 有効利用登録者数(人)は何ですか。

二見図書館長 これは図書カードの登録者数で、3年の有効期限が切れてない方々の人数で  
す。

山田委員 この年齢層といふのはわかるんですか。

二見図書館長 それもわかります。

山田委員 こういうのを知りたいですね。

菅沼教育長 3年の有効期限が切れてしまった人数は、きちんと除いていますか。

二見図書館長 除いてあります。

菅沼教育長 ほとんど人数が変わっていないのは、切れた人があっても、新規登録者数があ  
るということですか。

二見図書館長 これは令和4年度と5年度の比較ですので、あまり変化がないですが、コロ  
ナ禍前と比較しますと、その頃は5,500人くらいでしたので、減ってはいます。

菅沼教育長 面倒かも知れませんが、対前年度比だけだと、長期的な分析ができていないこ  
とになりますね。ここだけ見ると、そんなに変わらないと思ってしまうのですが、5,5  
00人と比べたら、だいぶ少なくなっているから、そこを何とかしなければいけないと  
いうことになります。

山田委員 登録者の年代層はわかりますか。

二見図書館長 60歳以上はまとめていますので、60歳以上が一番多くなっております。

山田委員 60歳以上は何人くらいですか。

二見図書館長 1,716人です。40歳から59歳が1,123人です。

菅沼教育長 その設定って変えられないんですか。だいぶ以前からあるカードですよ。そ  
の時代の60歳以上って、かなりお年寄りですけど、いまは60歳代がお年寄りとい  
うには思えない。昔は60歳以上をひとくくりでよかったかも知れませんが、たとえば  
60歳代、70歳代、そして80歳代以上はひとくくりでいいかも知れない。設定がで

きないなら、しょうがないですけど。

山田委員 小・中・高生はどのくらいかわかりますか。

二見図書館長 0歳から6歳と7歳から12歳、7歳から12歳が432人ですね。町外の熱海市や真鶴町の方も含んでいる。低年齢層もそうですが、60歳以上の方も分析して、工夫したいと思います。

山田委員 中高生も数百人いるんですね。

二見図書館長 そうですね。

露木学校教育課副課長 小学校では、現在、デジタル図書室のようなものを無償で入れています。子どもたちも休み時間に見ているということです。本を読むことについては意欲はあると思いますが、紙の本から端末に移行しているのかなど。

菅沼教育長 学校でタブレットを持っていますからね。

深澤委員 図書館を新しくしていくに当たり、紙媒体を読むか読まないかにフォーカスすると、統計的にはそういう数字が出るかも知れませんが、実際に図書館に来ている年齢層を長いスパンで調べていただいて、場所としてどうしていくかという方向性が見えてきたらいいと思います。

山田委員 どのぐらいの年代層が借りているのか、数字があるといいと思います。

菅沼教育長 年代別に拾えますよね。

二見図書館長 拾えます。

菅沼教育長 先ほどの年齢の分け方ですが、7歳から12歳は5歳刻みなのに、大人の年代は10歳刻みになるんですか。

二見図書館長 19歳から22歳、23歳から27歳とか。

菅沼教育長 大学生ということですかね。

深澤委員 そうなると、一概に10歳ずつ区切らなくてもいいかも知れませんね。

菅沼教育長 いまの60歳と昔の60歳は違いますからね。

二見図書館長 確かに、この60歳以上はもう少し区分があってもいいと思いますが、システムのできるかどうかわからないですけど、確認してみます。

山田委員 男女別は出ますよね。40歳から59歳だと、子育て世代と子育てが終わった世代と混じっている気がします。たとえば、40歳代の女性だと、子育て世代かなとったりします。

二見図書館長 そうですね。

菅沼教育長 それと貸出し数を拾うのは連動しているんですか。

二見図書館長 連動しています。この10万6,930というのは、団体貸し出しとか学校巡回の貸し出しなど、すべてを加えたものの数になっています。

菅沼教育長 登録者数も大事ですが、どの年代層がどのぐらい借りているかというのを本当は知りたいですね。連動してないんだったら、そちらのデータを拾うのに、どの世代が一番図書館に来ているのか。貸出し数を拾っても、来館者数ではないですね。

二見図書館長 あくまでも貸し出し数なので、1人で3冊借りたら、3とカウントされます。

菅沼教育長 貸出し日で拾えたりしませんか。

二見図書館長 確認してみます。

菅沼教育長 そういうものを細かく拾わないと、分析ができなくて、改善ができないと思います。どこをターゲットにして何をするかとか。

深澤委員 図書館にどういった本があるかを検索する機能はありますか。

二見図書館長 インターネットで行えます。

鈴木委員 その検索はどういうことがわかりますか。

二見図書館長 図書名と貸し出しされているかどうかわかります。それから、貸し出しされているものの予約について、利用者カードの番号とパスワード設定をされた方は、その予約ができます。ただし、借りられていないものについての貸し出し予約というのはやっておりません。

菅沼教育長 他の図書館の本を借りるのは、電話でやっていますか。

二見図書館長 相互貸借システムというのがあります。

菅沼教育長 利用者はありますか。

二見図書館長 あります。図書館にリクエスト用紙というのがありまして、いまは図書館にないけれども、こういう本を読みたいと書いていただきますと、あまり利用率が高くなさそうな本以外は購入します。あるいは、県内の図書館に、借りられていなくて、その本があった場合、相互貸借システムが依頼ができて、その本を借りてご本人にお渡しするという事はやっております。ただ、他の図書館から来ますので、どうしても時間がかかってしまいます。いずれにしても、そういった形で、リクエストにはできるだけお応えしております。

菅沼教育長 その数字は、この貸出し数に入っていますか。

二見図書館長 入っております。

菅沼教育長 その数字は拾えますか。

二見図書館長 確認しておきます。

山田委員 文科省が出している、日本の公共図書館のデータですが、湯河原町は人口2万6,000人くらいで、登録者数は4,000人くらいと、6人の1人くらい登録しているので、多いのかなと思いましたが、全国的には人口の33.5%ということです。ですから、3人に1人くらいの登録者数ということですね。ですから、湯河原の場合は、どちらかと言うと少ないのかなと思います。

菅沼教育長 来館者数が拾えるといいんですよね。

二見図書館長 期間限定でもいいので、カウントしてみたり、それも検討してみたいと思います。

菅沼教育長 来館しても、借りない人もいますからね。雑誌を見て、帰ってしまう人もいます。

二見図書館長 カチカチと来館者数をカウントすることはできます。あとは防犯カメラが入口にありますので、早回しでカウントするとか。ただ、365日は続けられないと思いますので、期間を決めるとか、アンケートなどを含めて、何かしら数字を出したいと思っています。

山田委員 1日に400冊くらい借りられているということですね。

二見図書館長 平均的にそうですね。1カ月で約7,000冊から9,000冊、1万冊くらいですね。

大木参事 1人10冊まで借りられるんですよね。

二見図書館長 そうです。たくさん借りる方もあります。

大木参事 施設への貸し出しもありますね。

二見図書館長 そうです。施設以外の数字は出せると思います。

山田委員 図書館のあり方を検討するのに、リアリティーは大事だと思いますので、お手数ですけど、お願いします。

大木参事 手作業でカウントする必要はないので、様々な数字を出せるシステムがあるのかどうか。

二見図書館長 システムはありますし、集計表も出せますが、どこまで細かくできるか、確認してみます。

山田委員 簡単にわかるといいなと思うのは、この10万余冊のうち、どこかに貸している

ものと、来館して借りているもの。この来館して借りている合計数は、何人が借りているかはわかりますよね。

二見図書館長 人数は出ます。

山田委員 そうすると、その人数の合計が、少なくとも最低限の来館者数ですよね。それがわかるだけでも、全然考え方は違うと思います。

菅沼教育長 駅前だから、借りないで、ちょっと読んで帰る人もいると思います。

深澤委員 それはそれでいいですよ。

大木参事 そういう部分があるから、来館者数が掴めないということですよ。

二見図書館長 あとは勉強コーナーのところは、学生さんで埋まったりしていることもあります。

深澤委員 本の貸し出しだけでなく、場所としての利用についても、もう少し見える化できたら、方向性が決まりますよね。

山田委員 フリースポットの利用者数は出てるんですよ。役場とか教育委員会のも、1時間すると、もう1回登録しないといけないですよ。それが延べでカウントされるんですか。

二見図書館長 そうです。ノート型パソコンはこちらで貸し出しているんですけど、下のフリースポット利用人数は、それを使って何か視聴したりという場合もあって、この上の欄のノートパソコンやタブレットの貸し出しの場合は、1人1時間と決めて、延長しても30分ということにしています。このフリースポット利用時間や利用人数は、ご自身のスマホやタブレットで接続していますので、それも全部これに入っています。

山田委員 4時間いて、もし2個を4回やったら、これで8ということですよ。

二見図書館長 そうです。

山田委員 この数字だけだと、結構惑わされますね。

菅沼教育長 他に質疑はございませんか。

委員 質問、意見等なし

#### (5) 令和5年度町立湯河原美術館活動報告について

菅沼教育長 次に、(5) 令和5年度町立湯河原美術館活動報告について、事務局から報告をお願いします。

二宮美術館長 資料5をお願いします。

(資料に基づいて、令和5年度町立湯河原美術館活動報告について 報告)

・入館者数、美術資料の状況、事業実績

菅沼教育長 報告が終わりました。何か質疑はございますか。

委員 質問、意見等なし

その他

菅沼教育長 次に、その他に入ります。委員の皆さん、何かございますか。

委員 質問、意見等なし

菅沼教育長 事務局から何かありますか。

事務局 なし

菅沼教育長 それでは、秘密会を除く案件はすべて終了いたしました。